

BMAビルメン FUKUOKA

業界のタイムリーな情報をお手元に

2020

4

Issue 316

編集・発行／公益社団法人 福岡県ビルメンテナンス協会 〒812-0011 福岡市博多区博多駅前1丁目15番12号
TEL (092) 481-0431 FAX (092) 481-0432 <http://www.fukuoka-bma.jp>

2019年度(第25回)都市ビル環境の日
第12回「子ども絵画コンクール」優秀賞



『ジンベイクリーナー』
東郷小学校6年 松村 康汰さんの作品





コロナウイルス影響

新型コロナウイルス感染症に対しては、医療機関だけではなく、
私どもビルメンテナンス業界も国民の衛生・安全の確保を担うものとして
感染防止に向けた重責を担っており、
会員各位には感染対策にご尽力を賜り感謝申し上げます。

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、世界的な経済活動の自粛が相次いでおります。

経済活動の縮小に伴い、これに供される施設の維持、管理、運営を担う
ビルメンテナンス業においても、その経済的影響は甚大となっております。

会員がこの苦難を乗り越え、
わが業の使命である「国民の衛生・安全の確保」という社会的責任を果たすために、
全国協会では緊急の会員支援策を準備中です。



東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の選手村

ハウスキーピング業務支援への参加を呼びかけたところ、会員企業より6名の有志が集まりました。

福岡県協会としてチームを結成し、登録することができました。改めて感謝申し上げます。

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大に端を発し、
東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会は延期となりましたが、
概ね1年後の開催に向けて引き続き準備を進めていく所存です。

第16回 福岡県ビルクリーニング技能競技大会 出場選手募集中!

- 日 時▶ 令和2年6月10日(水) 9:00~17:00(予定)
 会 場▶ 福岡県立ももち文化センター<ももちパレス>(福岡市早良区百道2-3-15)
 出場資格▶ ビルクリーニング技能士の資格(単一等級あるいは1級)を有する者
 ※過去に同大会に参加された方は応募できません。

2020(令和2)年度 福岡県協会主催各種講習会実施予定表

主管	講習会名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
教育研修	1. 貯水槽清掃作業従事者研修			●	北九州:16日(火)/久留米:24日(水)/福岡:29日(月)									
	2. 防除作業従事者研修												●	
	3. 清掃作業従事者研修 (基礎コース I・II)	北九州:15日(水) 福岡:21日(火)		●			●	久留米() 飯塚()		福岡()		●		
	4. (新規・再講習共) 清掃作業従事者研修指導者講習会							福岡()	●					
	5. (新規・再講習共) 空調給排水管理従事者研修指導者講習会							福岡()	●					
	6. ビルクリーニング技能検定直前講習会							福岡:20日(水)~23日(土)		●				
	7. 病院清掃従事者研修							福岡()	●					
労働福祉	8. 高所作業(ガラス清掃)安全教育講習会						福岡()	●						

2020(令和2)年度 福岡県協会主催行事予定表

主管	行事名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
総務	定時社員総会		22 (金)										
教育研修	第16回福岡県ビルクリーニング 技能競技大会			10 (水)									
	第16回九州地区ビルクリーニング 技能競技大会						25 (金)						
	第42回アビリンピック福岡2020			20 (土)									
労働福祉	労働安全衛生大会					○							
	安全パトロール											○	○
調査広報	BM杯ゴルフコンペ	延期						○					
	BM杯ボウリング大会					○							
	懇親旅行								○				
都市ビル	「都市ビル環境の日」クリーンアップ福岡							2 (金)					
	「都市ビル環境の日」シンポジウム							2 (金)					

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う 雇用調整助成金の特例措置に関するQ&A

Q&A

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、雇用調整助成金の特例措置を実施しています。下記の「Q&A」には、当該特例措置等に関する考え方や取り扱いを記載していますので、参考にしてください。なお、具体的な取り扱いやご相談は、お近くの都道府県労働局又は公共職業安定所(ハローワーク)にお問い合わせください。

Q1

そもそも雇用調整助成金とはどのようなものですか？

A

景気の後退等、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、雇用調整を行わざるを得ない事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向(以下、「休業等」といいます)を行い、労働者の雇用を維持した場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

Q2

今回の特例措置の趣旨・目的について教えてください。また、どのような特例があるのでしょうか？

A

●今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、事業活動が急激に縮小する事業所が生じています。

●また、新型コロナウイルス感染症による影響が広範囲にわたり、長期化することが懸念されます。このため、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主を対象に、雇用調整助成金の支給要件を緩和する特例措置を設けました。このことにより、通常よりも幅広く、労働者の雇用の維持を行った事業主が、この助成金を受給できるようになります。

●新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例は、以下のとおり実施しています。

① 令和2年1月24日以降の休業等計画届の事後提出を可能とします。詳細は、Q4を参照してください

② 生産指標の確認期間を3か月から1か月に短縮します。詳細は、Q5を参照してください

③ 令和2年1月24日時点で事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象とします。詳細は、Q6を参照してください

④ 最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象とします。詳細は、Q7を参照してください。

Q3

2月28日の特例措置の対象事業主の範囲の拡大について教えてください。

A

●今回特例措置の対象を「新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主」に拡大しました。

※当初は、「日中間の人の往来の急減の影響を受け、中国(人)関係の売上高や客数、件数が全売上高等の一定割合以上である事業主」としていました。

●今回の拡大により、日本人観光客の減少の影響を受ける観光関連産業の事業主の方や、部品の調達・供給等の停滞の影響を受ける製造業なども幅広く特例措置の対象となります。

Q4

計画届の事後提出について内容を教えてください。

A

●令和2年1月24日以降に開始した休業等について、令和2年5月31日までは事後の計画届提出が可能です。

●通常は、助成対象となる休業等を行うに当たり、事前に休業等の計画届を労働局又はハローワークに提出する必要があります。

●今回の特例措置では、令和2年1月24日以降に初回の休業等を行う計画届の提出について、令和2年5月31日までに提出いただければ、休業前に提出があったものとして取り扱います。

Q5

生産指標の要件緩和について教えてください。

A

●生産指標(※)の確認期間を3か月から1か月に短縮します。

(※)生産指標とは、販売量、売上高等の事業活動を示す指標のことです。

●通常は、生産指標の減少(10%以上の低下)を、初回の休業等の届出前の3か月間について、対前年比で確認しています。

●今回の特例措置では、最近1か月の生産指標が、前年同期に比べ10%以上減少した場合には、生産指標の支給要件を満たしたものとして取り扱います。

●また、生産指標は原則として、初回の休業等計画届を提出する月の前月の対前年比で確認しますが、事業所設置後1年未満のため、前年に比較できる月が無い場合は、令和元年12月と比較して確認します。

Q6

事業所設置後 1 年未満の事業主も対象とする特例措置について教えてください。

A

●令和 2 年 1 月 24 日時点で事業所設置後 1 年未満の事業主についても助成対象とします。

●通常は、生産指標を前年同期と比較できる事業主が対象であり、事業所設置後 1 年未満の事業主は前年同期と生産指標を比較できないため支給対象となりません。

●今回の特例措置では、令和 2 年 1 月 24 日時点で、事業所設置後 1 年未満の事業主についても助成対象とします。その際、生産指標は、初回の休業等計画届を提出する月の前月と、令和元年 12 月との 1 か月分の指標と比較します(12 月の生産指標は必要となります)。

Q7

雇用量要件の緩和について教えてください。

A

●最近 3 か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象とします。

●通常は、雇用保険被保険者や受け入れている派遣労働者の雇用量の最近 3 か月の平均値が、前年同期比で一定程度(※)増加している場合は、助成対象とはなりません。(※)具体的な要件は以下のとおりです。

- ・前年同期と比べ 5% 以上を超え、かつ 6 名以上増加している場合
- ・中小企業事業主の場合は 10% を超え、かつ 4 名以上増加している場合

●今回の特例では、その要件を撤廃し、最近 3 か月の雇用量が対前年比で増加している事業主も対象とします。

Q8

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う「経済上の理由」について教えてください。

A

●新型コロナウイルス感染症の影響に伴う以下のような経営環境の悪化については、経済上の理由に当たり、それによって事業活動が縮小して休業等を行った場合は、助成対象としています。

<経済上の理由例>

- ・市民活動が自粛されたことにより、客数が減った。
- ・風評被害により観光客の予約キャンセルが相次ぎ、これに伴い客数が減った。

個別のお問い合わせにつきましては、お近くの都道府県労働局又は公共職業安定所(ハローワーク)にご相談ください。

Q9

特例措置は、いつからいつまで適用されるのですか？

A

●生産指標、1 年未満事業主、雇用量要件の特例措置(Q4～6)は令和 2 年 1 月 24 日以降の休業等について、初回の届出時に事業主が設定する休業等の初日が

令和 2 年 7 月 23 日のものまで適用されます。

(注意) 令和 2 年 7 月 23 日までに届け出ても、初回の休業等の初日が令和 2 年 7 月 24 日以降の休業等の届け出は特例の対象になりませんのでご注意ください)

●休業等の計画届の事後提出を可能とする特例措置(Q4)は、令和 2 年 1 月 24 日以降の休業等について、令和 2 年 5 月 31 日までに届け出られた休業等の計画まで適用されます。

詳細は、お近くの都道府県労働局又は公共職業安定所(ハローワーク)にご相談ください。

Q10

雇用調整助成金の「休業」について教えてください。

A

●雇用調整助成金の助成対象となる「休業」とは、所定労働日に従業員である労働者を休ませるものをいいます。単に事業所が営業を休むことをいうではありません。

●このため、従業員を出勤させ、内部の事務処理等の業務をさせている場合は、「休業」に該当せず、雇用調整助成金の対象とはなりませんのでご注意ください。

Q11

雇用調整助成金の「休業」について、全員を休業させなくては行けないのでしょうか？

A

●全員ではなく、一部の従業員を休業させる場合も雇用調整助成金の対象になります。

●例えば、事業所の半分の従業員を出勤とし、もう半分の従業員を休業させる場合、休業させた従業員分の休業手当は、雇用調整助成金の対象となります。

●ただし、終日ではなく、短時間休業を行う場合には、1 時間以上、かつ、従業員全員が一斉に休業する必要があります。

Q12

「生産指標」(Q5 参照)の提出について教えてください。

A

●雇用調整助成金を受給する場合には、生産指標(販売量、売上高等の事業活動)の要件を満たしている必要があります。本特例を利用する場合には、原則、届出の直近の月の生産指標を提出することが必要です。

●現在、支給要件の緩和については、生産指標(Q5)と、雇用量の要件緩和の特例(Q7)がありますので、詳しくは、お近くの都道府県労働局又は公共職業安定所(ハローワーク)までお問い合わせください。

Q13

「事業所設置後 1 年未満」の『事業所設置』とは、いつの時点を示しますか？

A

この「事業所設置」とは、雇用保険適用事業所として設置の届出をした時点を示します。

Q14

どのような事業所・労働者が雇用調整助成金の助成対象になりますか？

A

- 雇用調整助成金は雇用保険料を財源としているため、助成対象は、雇用保険適用事業所、支給対象労働者は、雇用保険被保険者です。
- その他、休業等を労使協定に基づき実施すること等の要件がありますので、詳しくは、お近くの都道府県労働局又は公共職業安定所（ハローワーク）までお問い合わせください。

Q15

特例の要件に該当しないと雇用調整助成金を受給できないのですか？

A

- 景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が通常の条件（※）を満たせば、特例の有無にかかわらず支給されるものです。

（※）https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

- 今回の特例はその条件を緩和したものです。

Q16

雇用調整助成金について、手続きをしてから助成金が出るまでの流れを教えてください。

A

- 雇用調整助成金の対象となる休業等については、事前に労使間で休業等に関する協定を結び、休業等の計画届を所在地管轄の都道府県労働局又は公共職業安定所（ハローワーク）に提出して、それが受理された後、実施します。
- 初回の休業等計画届を提出する際に、事業所として雇用調整助成金の対象となるか、労使協定や計画届の内容に問題がないかを都道府県労働局において確認します。確認に時間を要する場合がありますので、初回の休業等計画届は、通常、休業開始 2 週間前までの提出をお願いしています。
- 一方、今回の特例では、令和 2 年 1 月 24 日以降に開始した休業等について、令和 2 年 5 月 31 日までは事後の計画届提出が可能です。
- 休業等を実施する期間（1～3 か月分の賃金締切期間で任意）が終わったら、2 か月以内に助成金の支給申請をしてください。都道府県労働局において、実際の休業等の状況を確認の上、助成金を支給します。詳しくは、お近くの都道府県労働局又は公共職業安定所（ハローワーク）までお問い合わせください。

雇用関係助成金に関する
お問い合わせ先

福岡県労働局

- 福岡助成金センター ☎ 092 (411) 4701
- 雇用環境・均等部 企画課 ☎ 092 (411) 4717

<2019年度1月分> 労働災害発生状況

Report 
労働福祉委員会調査

■事故の型別

区分	墜落 転落	転倒	激突	飛来 落下	倒壊	激突され	挟まれ 巻き込まれ	合計
人	3	5	1					
区分	切れ こすれ	有害物質	感電	交通事故	動作の 反動等	針刺し	その他	15
人	1			2		2	1	

■年齢階級別死傷者数

区分	19歳以下	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	合計
人		2	1		2		10	15

■休業日数

区分	休業なし	3日以内	4日以上	15日以上	31日以上	91日以上	死亡	合計
人	6	2	3	2	1	1		15



2020年度 エコチューニング技術者資格講習会のお知らせ

本資格認定制度は、(公社)全国ビルメンテナンス協会エコチューニング推進センターが認定するものです。認定技術者は、エコチューニング実践の担い手となる技術者として唯一、「エコチューニング技術者」の名称と「エコチューニングロゴマーク」を使用できます。

[技術者資格講習会開催日程]

第一種エコチューニング技術者

開催地区	日程	講習会場	定員
東京	6月3日(水)～5日(金)	フクラシア浜松町	100名
近畿	6月10日(水)～12日(金)	新大阪丸ビル新館	80名

第二種エコチューニング技術者

開催地区	日程	講習会場	定員
北海道	8月27日(木)～28日(金)	ビルメンテナンス会館(札幌市)	50名
東京	9月15日(火)～16日(水)	CIVI研修センター秋葉原	100名
中部北陸	9月3日(木)～4日(金)	ウインクあいち	50名
近畿	8月6日(水)～7日(金)	新大阪丸ビル新館	50名
中国	9月10日(木)～11日(金)	RCC文化センター(広島市)	50名
九州	8月20日(木)～21日(金)	福岡朝日ビル	50名

[受講申請期間]

■第一種エコチューニング技術者資格講習会▶3月2日(月)～5月15日(金)

■第二種エコチューニング技術者資格講習会▶5月7日(木)～6月30日(火)

*講習会の詳細につきましては、エコチューニング推進センターのホームページにてご確認ください。

<http://www.j-bma.or.jp/eco-tuning/>

福岡会場
開催

ビル設備管理講習会のお知らせ

[主催：(一財)建築物管理訓練センター]

<初級技術者のための基礎教育>

ビル設備管理に関する基本的な知識や設備の仕組み、測定器の取り扱い等を座学と実習を通じて習得するコースです。設備管理の現場に永年従事した熟練講師が、業務に役立つ知識と正しい工具の使い方を伝授します。

日時 令和2年6月2日(火)～4日(木)の3日間 9:00～17:00

会場 福岡県立ももち文化センター(福岡市早良区百道2-3-15)

定員 20名

申込締切 令和2年5月7日(木)

その他 詳細につきましては、3月末の定期便にてご案内をお送りしています。

第42回
アビリンピック福岡 2020
出場選手募集中!

<ビルクリーニング>

- 日時 2020年6月20日(土) 10:30~
- 会場 国立県営福岡障害者職業能力開発校
(北九州市若松区大字蛭住1728-1)
- 定員 15名
- <競技課題> 1. カーペット床、弾性床の清掃
2. 机上清掃

■申込締切日 2020年5月13日(水)

*詳細につきましては、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構
福岡支部 高齢・障害者業務課〔TEL(092)718-1310〕へ
お問い合わせください。

会員に関する各種変更のお知らせ

株式会社 ファビルス

- 変更事項 協会担当者(役職変更)
- 変更日 令和2年2月28日
- 【新】常務取締役 福岡支社長 末岡 俊次
- 【旧】取締役 福岡副社長 末岡 俊次

福岡興業株式会社

- 変更事項 協会担当者
- 変更日 令和2年3月7日
- 【新】取締役 武井 靖行
- 【旧】常務取締役 松岡 剛平

賛助会員に関する各種変更のお知らせ

株式会社 リノプロテック

- 変更事項 社名変更
- 変更日 令和2年3月1日
- 【新】株式会社 リノプロテック
- 【旧】中京電機株式会社

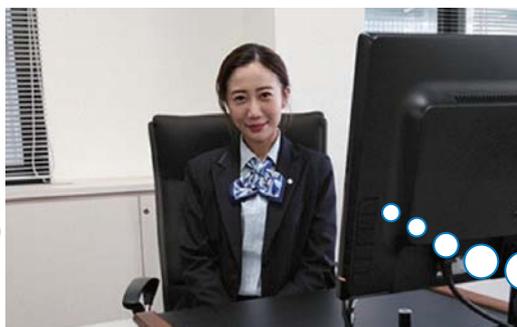
我が社の
マドンナ

- ▶ 松野 葵さん(30歳)
- ▶ 勤続年数:5年

上司から
ひと言

好評につき、安田建物管理(株)マドンナ企画の第2弾です!!今回は百戦百勝の営業成績を誇る管理部の松野チーフです。女性活躍推進のトップランナーとして、今後の更なる活躍を期待しています。 管理部部長 鈴木

安田建物管理株式会社



管理部(ビル管理課、フーズ事業課、環境衛生課)に所属し、食と住に関わるすべての分野に携わっております。共通のキーワードは「人」です。人を笑顔にできるように頑張っています。ちなみに、働き方改革(?)も兼ねて有給休暇を取得し、毎月ホワイトニング(歯の美白)に通っています。

- 資格 診療情報管理士、秘書
- 趣味 海外旅行、ゴルフ

4月 行事予定

16	木	14:30~ 地域防災ネットワーク部会 15:00~ 労働福祉委員会 於: 県協会会議室
17	金	14:00~ 総務委員会 於: 県協会会議室
20	月	14:00~ 第119回理事会 於: 県協会会議室

お忘れなく
毎月10日は「災害発生報告書」提出締切日です。
毎週金曜日は知事登録業務相談窓口開設日です。
(申込みは、該当週の水曜日まで)

4月 各地の主な催し

【福岡地区】

- 5日 十一面観音立像御開扉(須恵町)
- 11・12日 岩屋まつり(東峰村)
- 13日 「千年家宝物」毘沙門天像御開帳祭(新宮町/千年家)
- 29日 飯盛神社武射祭(福岡市西区)
- 下旬 夫婦岩大注連縄掛祭(糸島市/二見ヶ浦)

【北九州地区】

- 15日 ほら貝まつり(北九州市若松区)
- 19日 白山多賀神社「等覚寺の松会」(苅田町)
- 中旬 武蔵・小次郎まつり(北九州市小倉北区)
- 21日 八十八ヶ所遍路行(行橋市/御所ヶ谷)

【筑豊地区】

- 18・19日 遠賀川流域の古墳同時公開(飯塚市)
- 18・19日 竹原古墳無料公開(宮若市)
- 18・19日 王塚古墳一般公開(桂川町)
- 23・24日 霊験寺(釘抜地藏尊)春の大祭(宮若市)

【筑後地区】

- 5日 松尾弁財天大祭(八女市立花町)
- 上旬 春の大川木工まつり(大川市)
- 上旬 新酒まつり(小郡市)
- 下旬 男ノ子焼の里れんげまつり(八女市立花町)

紹介している催しは、場合によっては変更されることがあります。お出かけの際は各市町村に確認してください。